	123									455,700	441,300	430,500	427,500	419,500	414,700					
	124									456,500	442,100	431,300	428,400	420,400	415,600					
	125									457,400	443,000	432,200	429,300	421,300	416,300					
	126									458,200	443,800	433,100	430,200	422,200	417,200					
	127									459,000	444,600	434,000	431,100	423,100	418,100					
	128									459,800	445,400	434,900	432,000	424,000	419,000					
	129									460,700	446,300	435,700	432,800	424,700	419,700					
	130										447,100	436,600	433,700	425,600						
	131										447,900	437,500	434,600	426,500						
	132										448,700	438,400	435,500	427,400						
	133										449,600	439,100	436,200	428,100						
	134										450,400	439,900	437,100	429,000						
	135										451,200	440,700	438,000	429,900						
	136										452,000	441,500	438,900	430,800						
	137										452,900	442,400	439,600	431,500						
	138											443,200	440,500	432,400						
	139											444,000	441,400	433,300						
	140											444,800	442,300	434,200						
	141											445,700	443,000	434,900						
	142											446,500	443,900							
	143											447,300	444,800							
	144											448,100	445,700							
	145											449,000	446,400							
再任用職員		—	—	516,700	472,500	456,600	400,300	360,700	341,900	308,800	289,600	283,800	283,600	276,900	273,100	264,900	247,600	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。